

2025年1月1日

お客さま 各位

株式会社青森みちのく銀行

団体信用生命保険就業不能保障特約^{※1}（就業不能給付金）のお支払い要件の緩和

および重度がん保険金前払特約の付加による保障の追加を実施

株式会社青森みちのく銀行（取締役頭取：石川啓太郎）は、2025年1月1日より、以下のとおり団体信用生命保険就業不能保障特約^{※1}の就業不能給付金のお支払い要件の緩和および楽天生命の団体信用生命保険のすべてのご契約に新たに重度がん保険金前払特約を付加します。

なお、これに伴うお客さまの追加負担およびお客さまによるお手続きはございません。

■取扱開始 : 2025年1月1日（水）

■改定の対象 : 就業不能保障特約^{※1}の改定：就業不能保障特約^{※1}の新規加入者および既加入者
重度がん保険金前払特約付加：楽天生命団信ご加入者

■就業不能保障特約^{※1}の改定内容

現行お支払い要件	改定後お支払い要件
支払基準日において、保障開始日以後に生じた傷害または疾病を原因とする所定の就業不能状態が15日をこえて継続していると医師によって診断されたとき	保障開始日以後に生じた傷害または疾病を原因とする所定の就業不能状態が月の初日から末日までの期間で、15日をこえて継続 ^{※2} していると医師によって診断されたとき

※1 精神障害、妊娠・分娩・産じょく等、一部保障の対象とならない病気等があります。詳しくは契約概要及び注意喚起情報をご覧ください。

※2 月をまたいで所定の就業不能状態が15日をこえて継続している場合でも就業不能給付金をお支払いします。ただし、またぐ月のうち最初の月ですでに就業不能給付金の支払事由に該当し、就業不能給付金をお支払いしている場合には、お支払いできません。

就業不能給付金のお支払い事例

<事例：8月5日から20日まで就業不能状態で、支払基準日が27日の場合>

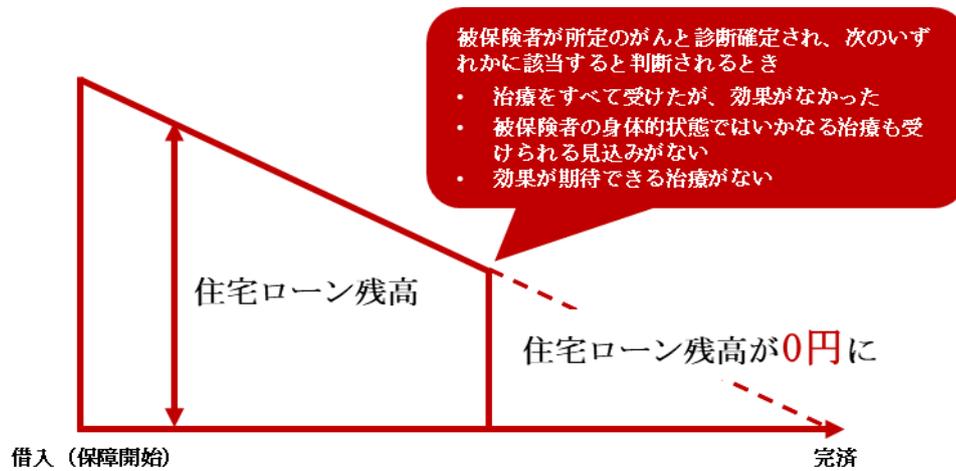


【改定前】 × 8月の就業不能状態の期間が16日間ですが、27日（支払基準日）を含んでいないので支払われません。



【改定後】 ○ 8月の就業不能状態が15日をこえているので支給対象となります。

■重度がん保険金前払特約の内容



〔住宅ローンの内容に関するお問い合わせ〕
青森みちのく銀行ローンプラザ・ローンデスク
またはお取引店へお問い合わせ願います

〔団体信用生命保険の保障内容に関するお問い合わせ〕
楽天保険の総合窓口 (各種手続きダイヤル)
0120-849-150 9:00-18:00 (年末年始除く)
※楽天生命の委託先が承ります。

以上